後期高齢者医療保険料 特別徴収仮徴収の平準化についてのイメージ図

※平準化により年間の保険料額が変わることはありません。（平準化を行う時点では、当該年度の年間保険料額が確定していないため、前年度と同額と仮定して計算しています。）

≪平準化をしない場合≫

仮徴収額と本徴収額の差が大きい場合、仮徴収額（前半）と本徴収額（後半）は毎年大きく増減を繰り返すことになり、前半または後半のどちらかに負担が偏ったままになってしまいます。

平準化しない場合

前年度

1回あたりの天引き額が仮徴収額と本徴収額で約25,000円の差があります。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和3年4月	令和3年6月	令和3年8月	令和3年10月	令和3年12月	令和4年2月	
19,500円	19,500円	19,500円	44,900円	44,900円	44,900円	193,200円

今年度

仮徴収額と本徴収額の差が残ったままになります。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和4年4月	令和4年6月	令和4年8月	令和4年10月	令和4年12月	令和5年2月	
44,900円	44,900円	44,900円	19,500円	19,500円	19,500円	193,200円

次年度

翌年度以降も仮徴収額と本徴収額の差が残ったままになります。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和5年4月	令和5年6月	令和5年8月	令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月	
19,500円	19,500円	19,500円	44,900円	44,900円	44,900円	193,200円

平準化した場合

前年度

1回あたりの天引き額が仮徴収額と本徴収額で約25,000円の差があります。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和3年4月	令和3年6月	令和3年8月	令和3年10月	令和3年12月	令和4年2月	
19,500円	19,500円	19,500円	44,900円	44,900円	44,900円	193,200円

平準化

仮徴収額と本徴収額の差を調整するため、８月の仮徴収額を調整します。

今年度

８月以降の仮徴収額と本徴収額の1回あたりの天引き額が平準化されます。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和4年4月	令和4年6月	令和4年**8月**	令和4年10月	令和4年12月	令和5年2月	
44,900円	44,900円	**6,800円**	32,200円	32,200円	32,200円	193,200円

次年度

翌年度以降、仮徴収額と本徴収額の間で大きな差が生じなくなります。

仮徴収			本徴収			年額保険料
令和5年4月	令和5年6月	令和5年8月	令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月	
32,200円	32,200円	32,200円	32,200円	32,200円	32,200円	193,200円